

葛飾区

子ども
若者
総合計画

概要版

令和7年度 ▶▶ 令和11年度

葛飾区

全ての子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在です。区の持続的な発展を図っていくためにも、区全体で子ども・若者の健やかな成長を支える取組が求められます。

前計画である「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」及び「葛飾区子ども・若者計画」の理念や目標を踏まえ、両計画を一体化した次期計画として「葛飾区子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者や子育て支援施策の更なる充実を図っていきます。

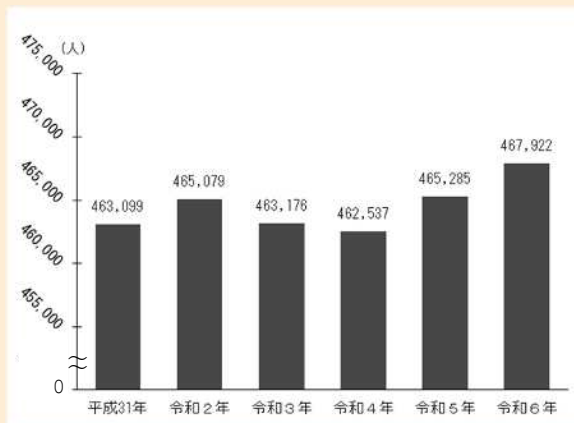
本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、関連する法律に基づく計画を内包した計画とします。

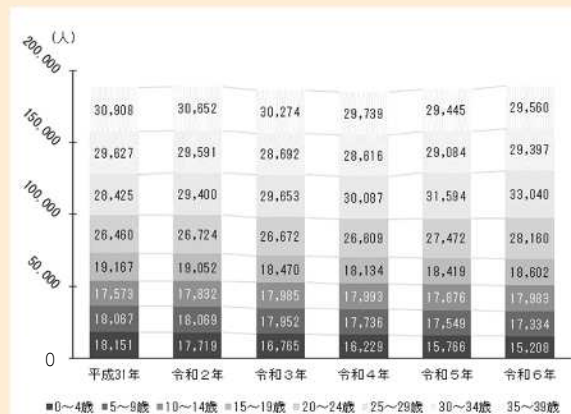
さらに、「葛飾区基本計画」、「葛飾区子ども・若者基本構想」、「葛飾区子どもの権利条例」をはじめとした関係する計画等との調和を図ります。

子ども・若者の人口は増加していますが、結婚や出生の件数は減少しています。そのほか、虐待や貧困など子どもや若者についての様々な課題があるため、解決していく必要があります。

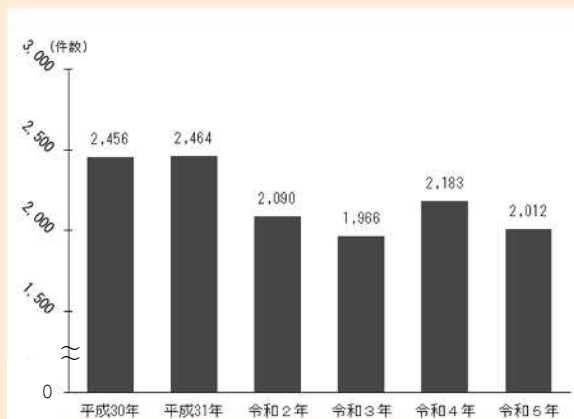
葛飾区の人口



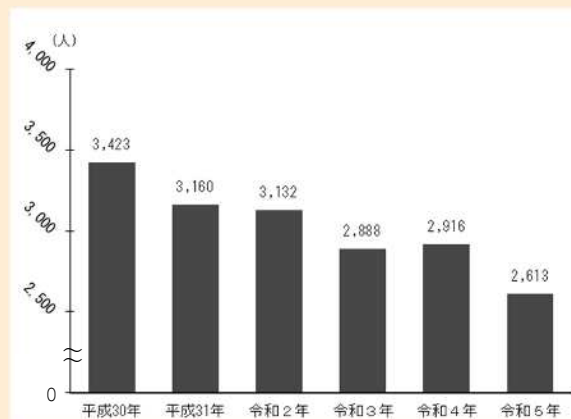
39歳以下の人口



結婚の件数



出生数



葛飾区子どもの権利条例で明示する基本理念や葛飾区子ども・若者基本構想で掲げる理念に基づき、5年間の計画期間における基本目標を次のとおり定めます。

子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が
健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」

基本目標の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、5つの基本方針を掲げます。

基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

妊娠・出産・子育てを希望する若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう、それぞれのニーズに応じた切れ目のない支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもを持つことへの支援
- 施策② 親子の健康づくりの推進
- 施策③ 相談支援体制の充実
- 施策④ 子育て家庭への総合的な支援
- 施策⑤ 仕事と子育ての両立支援
- 施策⑥ 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

基本方針3 困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します

子ども・若者の将来が、生まれ育つ環境の困難によって閉ざされることがないように、様々な困難に応じた支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 障害等に関わる困難への支援
- 施策② 子ども・若者が育つ家庭への経済的支援
- 施策③ 貧困の解消に向けての支援
- 施策④ ひとり親家庭への支援

基本方針5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支えるため、関係団体における子ども・若者支援や安心して過ごせる居場所に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 地域による子ども・若者への支援
- 施策② 子ども・若者の居場所づくりの推進

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

就学後の子どもや若者が、自身の持つ個性や能力を生かし、自己の可能性を最大限発揮できるよう、子どもの健やかな成長を支える支援や若者に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 成長に応じた支援
- 施策② 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成
- 施策③ 不安や悩みを抱える子どもへの支援
- 施策④ 若者の生活支援
- 施策⑤ 不安や悩みを抱える若者への支援

基本方針4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

子ども・若者が安心して過ごせる環境を整えるため、子ども・若者の権利や心身の安全を守るための取組を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもの権利の保障
- 施策② 心身の安定・安心への支援
- 施策③ 子どもの安全の確保
- 施策④ 非行・犯罪防止への支援

基本目標	基本方針	施 策 一 覧	
子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるように地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」	ライフステージごとの事項	基本方針1	子どもを持つことへの支援
		若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します	親子の健康づくりの推進
	ライフステージを通じた事項	基本方針2	相談支援体制の充実
		就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します	子育て家庭への総合的な支援
		基本方針3	仕事と子育ての両立支援
基本方針4	子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます	教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実	
	基本方針5	子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます	成長に応じた支援
		子ども・若者の居場所づくりの推進	

課 題

経済的支援への対応、プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進

心身の健康増進を図るための切れ目のない支援、医療費等の負担軽減を図るための対応

子育ての孤立感と負担感等への支援

子育て支援機能の強化、多様なニーズへの対応、子育てしやすい快適な環境の整備

年間を通じて利用しやすい保育環境の実現、放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備

保育人材の確保と定着支援、教育・保育の質の向上、教育・保育環境の維持と向上

遊びや体験活動の機会の創出、早期からの職業意識の定着

学習の基盤となる資質・能力の育成、活躍する力を備える、文化芸術に触れる経験、運動やスポーツへの意欲を高める取組

一人一人が楽しく充実した学校生活への支援、不登校対策、いじめ防止対策

雇用の状況、ワーク・ライフ・バランス、出会いの機会の創出

相談体制の充実、社会的養護経験者（ケアリーパー）への支援

発達に課題のある子どもへの支援体制の構築、特別支援教育の充実、障害のある若者の自立に向けた支援

子育て家庭への経済的支援、学校生活に係る子育て家庭への経済的支援

子ども・若者の貧困に対する支援、経済的自立に対する支援

ひとり親家庭への支援

虐待の防止、子どもの声の反映、ヤングケアラーへの支援

子育て家庭の孤独や孤立、不安に寄り添う支援、自殺予防のためのサインの発見と適切な支援

安全対策の強化、安全な公園の整備、学校改築の推進

保護者への情報提供と支援の充実、社会参加の促進

子育てネットワークの構築、地域活動団体との情報共有及び連携強化、企業向けのワーク・ライフ・バランスの推進、地域の力による基盤強化

学校施設などを活用した居場所の整備、官民が連携・協働した居場所づくり、地域の様々な居場所

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

（１）保育所等に関する需給計画

提供エリア内の定員を確保する計画→下表参照

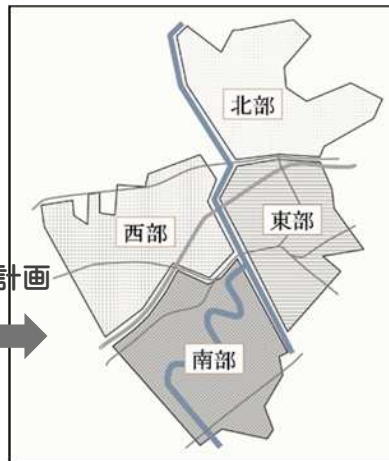
（２）「利用者支援事業」等の地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

提供エリア内の提供体制を確保する計画→P 6 参照

■認定区分

区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業 (小規模保育事業や保育ママ等)

■教育・保育提供区域



1号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域

第5章

■教育・保育の確保方策の概要

単位：人

確保方策（定員）		区域	計画 開始時	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	増減
1	教育・保育施設 保育所 認定こども園	区 全 域	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	0
		東 部	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	0
		西 部	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	0
		南 部	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	0
		北 部	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	0
2	地域型保育事業 小規模保育事業 家庭的保育事業等	区 全 域	322	322	322	322	322	317	△5
		東 部	0	0	0	0	0	0	0
		西 部	147	147	147	147	147	147	0
		南 部	127	127	127	127	127	127	0
		北 部	48	48	48	48	48	43	△5
3	その他 認証保育所	区 全 域	273	273	273	273	273	273	0
		東 部	36	36	36	36	36	36	0
		西 部	148	148	148	148	148	148	0
		南 部	89	89	89	89	89	89	0
		北 部	0	0	0	0	0	0	0
合計		区 全 域	13,030	13,030	13,030	13,030	13,030	13,025	△5
整備率（定員／0～5歳人口）			73%	73%	76%	78%	80%	81%	

■地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

事業名			目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減
1	利用者支援事業	特定型	施設数	4	4	5	1
		こども家庭 センター型	施設数	12	12	12	0
2	時間外保育事業		施設数	132	132	132	0
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)		入会児童数	5,104	5,254	5,867	763
4	子育て短期支援事業	ショートステイ 事業	施設数	1	2	2	1
		トワイライト ステイ事業	施設数	1	2	2	1
5	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）		施設数	72	72	72	0
6	一時預かり事業	幼稚園等	施設数	30	30	30	0
		保育所等	施設数	38	38	39	1
7	病児・病後児保育事業		施設数	11	11	11	0
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		年間延べ 利用人数	1,677	1,677	1,677	0
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問事業)		訪問指導員数	24	24	24	0
10	養育支援訪問事業		事業者数	1	1	1	0
11	妊婦健康診査事業		妊婦健診回数	14	14	14	0
			超音波検査回数	4	4	4	0
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用					
13	多様な主体の参入促進事業	民間事業者による 保育所等設置件数 (累計)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)
14	子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用人数		—	408	378	378
15	児童育成支援拠点事業	事業実施の検討					
16	親子関係形成支援事業	実人数		—	6	5	5
17	妊婦等包括相談支援事業	面談実施合計回数		—	8,622	8,484	8,484
18	乳児等通園支援事業	年間延べ利用人数 (0～2歳合計)		実施方策等の検討		99	99
19	産後ケア事業	年間延べ利用人数		—	7,839	7,682	7,682

9

関係機関等との連携・協働

第6章

本計画で位置付けた取組は、子ども・若者・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。そのため、庁内の関係部局と定期的に情報交換を緊密に行い、施策の進捗状況等を共有し、庁内で横断的な対応ができるように事業推進を行います。

10

子ども・子育て会議、子ども・若者支援地域協議会

第6章

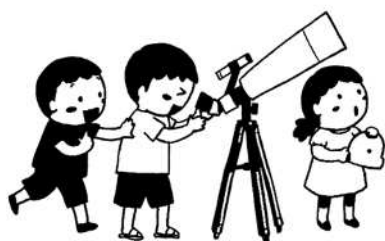
計画の推進に当たり、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置した「葛飾区子ども・子育て会議」と子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき設置した「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」の意見を踏まえ進めます。

意見者	子ども、大人
意見内容	サッカーができる場所やバスケットゴールがある場所など、ボールを使える公園を増やしてほしい。
反映ページ	200ページ 地域の身近な公園の整備 201ページ 特色のある公園の整備、校庭遊び場開放事業
意見者	子ども
意見内容	葛飾区の人達の安全のために、街灯を増やしてほしい。
反映ページ	183ページ 街路灯整備事業 184ページ 私道防犯灯助成事業
意見者	大人
意見内容	悩みや困りごとを抱えている子どもの見守り等を学校や関係機関と連携してほしい。
反映ページ	120ページ 学習支援事業



葛飾区子ども・若者総合計画[概要版]

令和7年3月発行



葛飾区子育て支援部子育て政策課

住所 〒124-8555

東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-6136（直通）

<http://www.city.katsushika.lg.jp/>

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。